保育所での児童虐待防止活動に関する 保育士の自己効力感の規定因

笠 原 正 洋

Determinants of Nursery School Teachers' Self-Efficacy for Preventing Suspected Child Abuse by Parents in Nursery School

Masahiro Kasahara (2014年11月28日受理)

I. はじめに

本研究では、保育所において児童虐待防止活動の一翼を担っている保育士の児童虐待防止活動に関する自己効力感の規定因を検討する。保育士には、虐待を受けていると思われる子どもや不適切な養育の兆候が認められる子どもを発見し、関係機関に通告する義務がある。また事例によっては関係機関と連携しながら保育所において子どもやその養育者(以下、親と表記)を見守る役割も果たさなければならない。現在、児童虐待件数の増大という背景のもと、これらの役割遂行能力(以下、技量と称する)をいかに養成していくかは、現職保育士への研修だけでなく保育士養成校においても重要な課題となっている。

しかし、このような保育士の技量をいかに把握し養成していくのかについては、ほとんど議論されることなく実証的な研究も非常に乏しい。このような現状を受けて、笠原・加藤(2010)は、保育士の虐待防止活動に関する自己効力感という構成概念に着目し、その尺度を作成した。臨床領域では、自己効力感の変化に伴って行動の変容が生じるため、自己効力感の操作が問題改善に向けた臨床技法として有効であると示唆されているからである(坂野、2002)。その自己効力感は、「保育士が児童虐待防止を求められる場面で、発見や通告および子どもや家族へのケアにかかわる行動を効果的に遂行できる可能性の認知」と定義され、虐待の通告率や虐待認識と関連することが確認されている。

では、この自己効力感は何によって規定されているのだろうか。本研究では、保育士を取り巻く保育所の組織としての要因と保育士の心理特性などの個人要因の2要因の影響を検討する。その理由は、保育士による児童虐待の発見や報告、通告がなされなかった事例を詳細に面

接した質的研究により、保育士の判断や意思決定にそれらの要因が影響を及ぼすと予想されたからである(笠原・加藤、2008;加藤、2005)。以下、保育士の児童虐待防止活動に関する自己効力感に影響すると推測される保育所の組織要因及び保育士の個人要因について詳述する。

1. 組織要因

笠原・加藤(2008)や加藤(2005)の面接調査によれば、保育所内での虐待の未発見や未報告また保育所からの未通告という現象には、保育士個人の問題だけでなく組織のあり方、すなわち職場環境の問題と虐待防止体制の問題が関わっていることが推測された。職場環境の問題とは、保育士にストレス反応をもたらすような管理者や同僚、仕事(業務)の問題のことである。たとえば保育士が虐待や不適切な養育の兆候を疑っても、保育士が職場での人間関係の問題や業務の多忙さなどを意識してしまい、虐待の疑われる子どもを報告しても組織として対応してもらえないと考え管理者(保育所長や主任保育士など)に報告できなかった事例があった。このような事例は職場環境の問題が保育士個人の虐待防止に関する意欲や行動を抑制してしまう可能性を示唆している。

一方、虐待防止体制の問題とは、虐待を発見、報告し通告を協議し連携を推進させるという虐待防止体制が十分に整備されていないため、保育士個人の気付きや働きかけが十分に活用されないという体制上の問題のことである。同じ面接調査において、保育士が管理者に虐待の事例を報告しても管理者の判断により否定または放置され、結果として保育所から通告されないままになった事例も報告された。そのような場合、本来ならば、保育士には職場の会議やカンファレンスなどの機会にその子どものことを話し合い、管理者に判断の再考を求めるよう働きかけることが求められる。しかし、現実には管理者

別刷請求先:笠原正洋,中村学園大学教育学部,〒814-0198 福岡市城南区別府5-7-1

E-mail: kasahara@nakamura-u.ac.jp

笠原正洋

の判断そのものに保育士が意見を述べることができる場も、また子どもや家族について管理者も含む保育職員らによる確認や情報収集を行い協議するという体制もない、すなわち虐待防止体制そのものが未整備状態にあった。そのため保育士個人が虐待に気づいたとしても組織体制の問題により、子どもが関係機関に上がってこないという問題が生じていたのである。

このように児童虐待防止が十分機能しなかった事例の 背後には、職場環境と虐待防止体制の2つの問題が存在 していると推測された。そして、このような組織の問題 が、保育士個人の虐待防止活動に関する自己効力感を 低下させることは十分に予想される。そこで本研究で は、この組織要因を、保育士の置かれた職場環境の問題 と虐待防止体制の未整備という2つの原因変数からとら え, それらが保育士個人の自己効力感を低下させるとい う仮説を検証する。職場環境の問題については、岡田・ 斎藤・中嶋(2001)が開発し妥当性と信頼性が確認さ れた「保育士の職場環境ストレッサー認知尺度」の下位 尺度を用いて検討する。一方、虐待防止に関わる体制に 関して, これまで保育所が組織として児童虐待防止活動 に何をどの程度取り組んでいるのかという保育士の認知 を把握する測定尺度の作成はなされていない。そのため 本研究では、保育所における児童虐待防止に関する組織 体制を測定する項目を作成し、この変数の関与を検討す る。

2. 保育士の個人要因

保育所の組織要因が保育士の個人要因を媒介し自己 効力感に影響するという過程を検討するために、本研 究では,保育士の個人要因として知識変数と不安変数 を取り上げ検討する。保育士に虐待の定義や通告の義 務という知識がなければ、当然、発見も通告もなされ ない。そのため児童虐待に関する保育士の知識の程度 が、虐待の発見や報告、通告の判断などの虐待防止活動 に影響を与え、自己効力感の形成や維持にかかわってい ることは十分に予想される。しかし、これまで保育士を 対象に知識と自己効力感との関連を実証的に検討した研 究はない。保育士以外の職種, たとえば小学校や中学 校教員(Abrahams, Casey, & Daro, 1992;小林·小池, 2003; Webster, O'Toole, O'Toole, & Lucal, 2005), 警 察官 (Wills & Well, 1988) を対象にした研究も,知識 と虐待判断や通告の必要性の認知との関連を検討するに 留まり、児童虐待防止の技量育成という観点から自己効 力感との関連性を実証的に検討しているものではない。 そこで本研究では、児童福祉法や保育所保育指針に記載 された保育士に求められる虐待の定義や法的義務の知識 を測定する項目(加藤, 2006)を利用し、この点の検 討を行う。

さらに保育士が虐待防止活動において抱く不安も自己 効力感に影響すると予想される。笠原・加藤(2007 a)は、保育士に対してなぜ専門機関への通告を躊躇するのかを尋ねた面接調査から以下の3つの不安の存在を指摘した。すなわち関係機関や関係者に通告した結果、子供や家族に専門機関が適切に対応してくれるかという専門機関の専門性に対する不安(専門性不安)、通告の際に専門機関が親身になって対応してくれるかという不安(呼応性不安)、通告に伴う家族からの強圧的な反応やトラブルを予想する不安(予期不安)である。これらの不安が強ければ保育士は自己効力感を低下させる可能性がある。

以上をふまえて、本研究では組織要因が保育士の個人要因に媒介され自己効力感に影響するというモデルを設定し実証的な検討を行う。なお、現職にある保育士はすでに虐待対応を経験している可能性もある。その経験によってもこのモデルが影響を受ける可能性がある。そこで本研究では、対応経験の指標として通告率(King, Reece, Bendel, & Patel, 1998)、すなわちこれまでの保育経験の中で、虐待を受けていると思われる子供を何人担当したか、そしてその中で何人の子供を関係機関へ通告したかについて回答を求め、その経験の程度に応じて、上述のモデルを検証し、そこで得られた結果より保育士の自己効力感を高めるための方策を提案する。

Ⅱ. 方 法

調査対象者や調査手続きは、笠原・加藤(2010)と 同一である。

1. 調査対象者

調査対象者は現職保育士397名である。年齢分布は、40歳以上の保育士が121名(30.5%)と一番多く、次に26~30歳が102名(25.7%)だった。保育職の平均経験年数も12年8カ月(SD = 8.6)であり、今回、分析対象になった保育士は、中堅からベテランの域にある保育士であると考えられた。回答した保育士の担当クラス年齢に大きな偏りはなかった。保育所の設置主体は、社会福祉法人300名、宗教法人1名の計301名(75.8%)が民間の保育所だった。市町村立の公立保育所に勤務していたのが78名(19.6%)、他に社団法人、財団法人と回答した保育士がそれぞれ5名(各1.3%)、無回答が8名(2.0%)だった。

2. 調査票の構成

フェイスシートや児童虐待防止活動に関する自己効力 感(14項目)は、笠原・加藤(2010)と同一であるた め、ここではそれ以外の尺度について詳述する。

(1) 組織要因の測定尺度

①保育士の職場環境ストレッサー認知尺度:岡田ら (2001)が開発した「保育士の職場環境ストレッサー 認知尺度」の下位尺度である「上司に関連したコンフリクト認知(以降,上司ストレッサー)」3項目,「親に関連したコンフリクト認知(親ストレッサー)」4項目,「仕事に関連したコンフリクト認知(仕事ストレッサー)」4項目を用いた。「1:まったくあてはまらない」から「5:かなりあてはまる」の5件法で回答を求めた。

②児童虐待防止活動に関する組織体制の認知尺度:項目作成に当たっては児童虐待防止活動のプロセスを考慮した。すなわち、虐待の発見、報告と協議、関係機関への通告、要保護児童対策地域協議会などとの連携および子どもや家族への対応である。これらに組織として対応する体制がどの程度備わっているかを問う項目を作成した(表1)。項目の作成に当たっては保育者33名を対象に面接を行った研究(笠原・加藤、2007 b;加藤、2005)での保育者の回答を踏まえ、虐待の発見体制(3項目)、保育所内の報告体制(2項目)、通告体制(4項目)、連携体制(2項目)、子どもや家族へのケアの体制(8項目)の計19項目を独自に作成した。①と同じ評定尺度により回答を求めた。

(2) 個人要因の測定尺度

①知識:加藤(2006)の調査で用いられた項目の中から14項目を利用した(表2)。これらは児童虐待の定義や児童虐待を発見した時に、保育士がとるべき対応について「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「保育所保育指針」に定められた内容を項目化したものである。設問は、真偽を問う2者択一形式である。「虐待ではないかという疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はない(正解は誤)」や「保育園の職員は、虐待が疑われる場合、子どもの家庭を訪問し家庭から事情をきく必要がある(正解は誤)」などの項目からなる。

②不安に関する尺度:面接調査により保育士が虐待防止活動の虐待通告時に抱く不安内容を収集し、因子分析により整理した3因子の尺度項目を用いた(笠原・加藤、2007 a)。専門機関の呼応性不安6項目、専門機関の専門性に関する不安3項目、親からの強圧的な対応やトラブルを予期する不安3項目の計12項目である。「1:まったくそう思わない」から「5:かなりそう思う」の5件法による回答である。

③虐待対応の経験:児童虐待防止法に関する法律が最初に改正され、市町村が通告先になり虐待の疑われる児童を通告対象とすることになった平成16(2004)年から調査時点(平成18(2006)年)までの期間に虐待対応

を経験したかについて回想を求めた。クラス担任の保育 士として担当したクラスの中に虐待の疑われる子供が何 人いたか、そしてそのうち何人を通告したかの人数の回 答を求めた。また間接経験として、勤務する保育所全体 で疑われた子供の数と実際の通告した人数も回答を求め た。

3. 手続き

調査は2006年1月~6月にかけて実施された。具体的な実施手続きは以下の通りである。

- ①保育所への調査票の郵送。
- ②管理者から保育士への調査票の配付(管理者には配付 手続きに関する文書を添付)。
- ③保育士による調査票の回答と調査票の返送。保育士に は園を経由せず直接,投函してもらった(宛名印刷済 み,郵送料不要の返信用封筒を利用)。

Ⅲ. 結 果

1. 尺度の整理および基本統計量

分析には、SPSS Statistics 17.0および Amos 17.0を使用した。分析に先立って、尺度項目の整理および確認を行った。

(1)保育士の職場環境ストレッサー認知尺度:元尺度の下位尺度ごとに信頼性係数を確認した(上司ストレッサー: α =.80,同僚ストレッサー: α =.61,仕事ストレッサー: α =.86)。下位尺度を構成する項目の評定平均値を分析に用いた。

(2)児童虐待防止活動に関する組織体制の認知尺度:虐待防止活動のプロセスに基づき、発見体制、園内報告体制、通告体制、連携体制、子どもや家族へのケアの体制という5つの一次因子から構成される二次因子構造モデルを設定した。そのモデルに対して確認的因子分析を実施したところ、十分な適合度指標が得られた(x^2 (147)=398.60、GFI=.901、AGFI=.872、RMSEA=.066)。本研究では、各下位尺度の項目評定平均値を分析に用いた。

表1にこの尺度の項目毎の回答分布を示した。下位尺 度毎の結果は以下の通りある。

- ①発見体制:早期発見のためのマニュアルが備わっているか(項目2)という内容に関して、「あてはまる」「かなりあてはまる」と回答したのは22.5%に過ぎなかった。項目2と3もそれぞれ51.3%、40.1%であり、発見体制の整備ややや遅れていることが推測された。
- ②報告体制:保育所内の報告体制が整備されていると認知している保育士の割合は56.9%,58.0%であり,他の体制整備状況の認知に比較すると高い方であった。
- ③通告体制:虐待かどうか疑わしい子どもであっても専門機関へ連絡する体制がある(項目9)と回答したの

は24.9%に過ぎず、それ以外の項目も20%前後だった。 保育士たちは、通告体制は十分に整備されていないと認 識していた。

④連携体制:この側面での体制整備がなされていると回答したのは約3割だった。連携体制は通告体制と同様、保育士にあまり整備されていないと認知されていた。

⑤親子ケア体制:相談の場や子育てを学ぶ機会を親に提供する体制が整備されている(項目12,13)と認知したのは、それぞれ37.1%、39.0%だった。一方、保育士が意識して会話の機会を提供し保育の情報提供を行

おうとする体制(項目14,16)があると認知した保育 士は83.8%と66.7%であり比較的多いと言える。しか し親との信頼関係や相談に応じるための研修(項目15) や親に対する情報提供の体制が園にあると回答した保育 士は36.9%,48.2%であり,実際に対話を行う上での 体制がまだ整っていないようである。保育所内での会議 や事例検討会(カンファレンス)やそこで自由に意見を 言える体制があると回答した保育士はそれぞれ55.7%, 69.3%だった。

(3)知識:正答率を求めたところ90%以上の正答率を示

表1. 保育所における児童虐待防止体制の認知尺度と回答人数の分布

			П	答人数(%	6)	
	項目內容	まったく あてはまらない	あてはまらない	どちらとも いえない	あてはまる	かなり あてはまる
I. 3	差見体制					
1	保育士全員が、どの家庭の子どもにも児童虐待は起こりうるという 危機意識をもって子どもの状態をチェックしている	6 (1.52)	54 (13.64)	133 (33.59)	185 (46.71)	18 (4.55)
2	園には、保育士が児童虐待を早期に発見するためのマニュアルが備 わっている	33 (8.35)	121 (30.63)	152 (38.48)	70 (17.72)	19 (4.81)
3	保育士全員が、虐待の早期発見のために気をつけなければならない 子どもや親のサインや特徴を十分に理解している	8 (2.02)	54 (13.60)	176 (44.33)	147 (37.03)	12 (3.02)
П. ‡	报告体制					
4	保育士が虐待の疑われる子どもを発見したとき,その保育士は情報 を全職員に伝達する決まりがある	17 (4.28)	45 (11.34)	109 (27.46)	156 (39.30)	70 (17.63)
5	ある保育士が虐待の疑われる子どもがいると報告した時、その子どもに関係する職員全員で観察し話し合いの機会をもつように決まっている	15	41	110	165	65
		(3.79)	(10.35)	(27.46)	(41.67)	(16.41)
Ш. ј	重告体制					
6	全職員が、児童虐待の早期発見、通告、そして通告後の対応の仕方を学ぶ研修を十分に受けている	31 (7.83)	114 (28.79)	178 (44.95)	62 (15.66)	(2.78)
7	虐待が疑われる子どもを発見した場合、連絡すべき地域資源(児童 委員)や専門機関の電話番号などがどの職員にもすぐにわかるよう になっている	58 (14.61)	126 (31.74)	128 (32.24)	68 (17.13)	17 (4.28)
8	虐待の疑われる子どもを専門機関に通告する際に、どのような情報 を集めておけばよいのかを記したマニュアルが園に備わっている	57 (14.47)	134 (34.01)	134 (34.01)	60 (15.23)	9 (2.28)
9	虐待かどうか疑わしい子どもであっても、専門機関に連絡するよう な体制が闌にある	43 (10.83)	110 (27.71)	145 (36.52)	84 (21.116)	15 (3.78)
IV i	直携体制	(10.00)	(27.71)	(00.02)	(21.110)	(0.10)
10	園は,虐待に関するネットワーク会議(学校,保健センター,園な ど関係する諸機関が参加)に積極的に参加するようになっている	30 (7.58)	90 (22.73)	136 (34.34)	122 (30.81)	18 (4.55)
11	園は、専門機関から在籍する園児に対しての虐待調査の依頼が来て も十分に対応できる体制にある	16 (4.03)	67 (16.88)	184 (46.35)	108 (27.20)	22 (5.54)
V	子どもや家族へのケア	(1.00)	(10.00)	(10.00)	(21.20)	(0.01)
12		18	77	154	116	31
	3	(4.54)	(19.44)	(38.89)	(29.29)	(7.83)
13	園は、親や地域に対して、子育てや発達に関する講演会、講習会を 定期的に開いている	33 (8.35)	78 (19.75)	130 (32.91)	121 (30.63)	33 (8.35)
14	保育士全員に、日頃から親に声かけをして積極的に話しかけるとい う意識がある	1 (0.25)	9 (2.28)	54 (13.70)	238 (60.41)	92 (23.35)
15	保育士全員が、親との信頼関係作りや相談の応じ方についての研修 を十分に受けている	5 (1.27)	48 (12.21)	195 (49.62)	121 (30.79)	24 (6.11)
16	園は親に対して、日頃から保育方針や保育内容を伝えるような努力 を行っている	5 (1.27)	13 (3.29)	114 (28.86)	225 (56.96)	38 (9.62)
17	園は、親に対して、子ども理解のための知識や技術(外部の相談・ 専門機関の情報も含む)を知らせる努力を行っている	7 (1.77)	32	166 (41.92)	172 (43.43)	19 (4.80)
18	園は、園の中で生じた問題、子どもや親のことを話し合う会議や事	17	(8.08) 45	113	157	63
19	例検討会を定期的に開いている 園内での会議や事例検討会では、保育士の経験年数に関係なく誰で	(4.30)	(11.39) 26	(28.61) 87	(39.75) 205	(15.95) 68
	もが自由に意見を述べることができる	(2.03)	(6.60)	(22.08)	(52.03)	(17.26)

す項目が7項目認められた(表2)。児童委員の役割 (項目4), 虐待通告や罰則の対象となる加虐者の規定 (項目6と11), 虐待の定義(項目8と14)や保育士の 本務(項目10と12)に関する項目は周知度が高いと言 える。一方,一部の保育士に虐待防止に関する誤解があ ることも明らかになった。児童虐待の防止等に関する法 律が平成16年に改正され、虐待と思われる場合でも通 告する義務が課せられたが正答率は77.49%に留まった (項目1)。また虐待が疑われる場合、保育士に課せら れているのは確定判断の義務ではなく通告の義務であ り、家庭訪問をして家庭から事情をきくのは関係機関の 業務である(項目2)。さらに、事例によっては会議を 開くほどの時間的余裕がないほど緊急の対応を要するも のもある。保育所内において虐待が疑われる場合、保育 所内で協議することは必須義務ではなく,「速やかに」 通告する義務が課せられている。この点を誤解している 保育士が非常に多いことが示された(項目13)。分析に は、90%以上の正答率を示した項目を除外し、正答1

間につき1点として合計した得点を用いた。

(4)不安に関する尺度:元尺度の下位尺度ごとに α 係数を 確認した(専門性不安: α =.74, 呼応性不安: α =.91, 予期不安: α =.77)。下位尺度毎の項目評定平均値を分 析に利用した。

(5)変数の基本統計量と相関

分析に使用した変数の基本統計量として、平均値と標 準偏差(SD),各変数間の相関係数を表3に示した。

2. 対象となった保育士の虐待対応の経験

分析に先立ち, 今回の調査対象になった保育士らが どの程度、実際に虐待対応を行っていたのかを整理し た。表4にはクラス担任として発見し通告したことが あるか否かという直接経験、保育園として発見し通告し たことがあるという間接経験ごとに「通告経験がある (通告経験)」,「発見したが通告しなかった(未通告)」, 「いなかった(在籍なし)」、「無回答」と回答した保育 士の人数を示した。また直接経験と間接経験をあわせ て「一度でも通告経験がある(通告経験)」,「通告経験

表2. 児童虐待防止活動に関する知識テスト項目の正答率

No. 1)	項 目 内 容	正答率	内訳 ²⁾
1	虐待ではないかという疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はない。 (×) 3)	77.49	303/88 (6)
2	保育園の職員は、虐待が疑われた場合、子どもの家庭を訪問し家族から事情をきく必要がある。(×)	60.67	236/153 (8)
3	保育士が,虐待の疑われる子どもを専門機関に通告する場合,プライバシー保護や守秘義務 の違反にはあたらない。(○)	85.58	329/60 (8)
4	保育士や学校教諭は、児童虐待を防止するために、子どもの生活や環境状況を把握したり、子どもの保健や福祉に関するサービスについて情報提供や援助・指導が必要な場合には、児童委員に相談することができる。(○)	97.43	379/10 (6)
(5)	児童相談所や児童委員は、通告した人を特定する情報を外部に漏らすことは原則的に禁止されているが、必要な場合(保護者に求められた時など)には外部の情報を開示することもある。(×)	88.52	347/45 (5)
6	虐待を加える人が、婚姻関係になく同居している大人であっても、子どもに対する虐待があるならば通告しなければならない。(○)	99.49	392/2 (3)
7	児童虐待防止法の児童虐待の定義には、「心理的虐待」として「児童が同居する家庭における配偶者への暴力」が含まれている。(○)	87.05	336/50 (11)
8	児童虐待防止法によって挙げられている児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、育児放棄(ネグレクト)、心理的虐待の4種類である。(○)	94.60	368/21 (8)
9	保育園は、親や子どもに対して虐待について教育したり、適切な子育ての仕方を教えるなど、広く虐待を予防する役割を果たさなければならない。(○)	81.84	320/71 (6)
10	虐待の疑いのある子どもを早期発見したり、その子どもや家族に対応していくことは、保育士や学校教諭の行うべき活動の領域を超えるものであり、保育士や学校教諭は家庭の問題に立ち入るべきではない。(×)	92.89	366/28 (3)
11	子どもを虐待した者が親権者(親)である場合には、仮に虐待的な行為であったとしても、それがしつけや教育のために行われたこともあるので、その親は刑法上の罪に問われることはない。(×)	93.32	363/26 (8)
12	保育園や学校において、虐待を受けている子どもを早期に発見し適切な対応をすることは 「保育」や「教育」の中の大切な本務の一つである。(○)	98.72	387/5 (5)
13	専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議,職員会議)で話し合っておかなければならない。(×)	16.71	65/324 (8)
14	子どもにプルの写真やアダルト・ビデオを見せることは性的虐待である。(〇)	92.86	364/28 (5)

注1)項目番号を○で囲んだ項目の成績を分析に使用した。

²⁾ 内訳の数字は、正答人数/誤答人数(無回答)を示している。 3) 項目文末の() 内は、正誤を示している。

平均 (SD) 尺度 4. 6. 9. 10. 11. 12. 1. 自己効力感 40.56 (6.80) 2. 環境ストレッサー仕事 3.81 (0.84) -.132 ** -.183 *** .329 *** 3 環境ストレッサート司 2.98 (0.94) 4. 環境ストレッサー親 2.69 (0.62) -.151 ** .332 *** .458 *** .424 *** -.157 ** 5. 発見体制 3.15 (0.67) -.078 -.190 *** .335 *** -.171 *** -.234 *** .509 *** 6. 園内報告体制 3.56 (0.94) -.072 -.132 ** 7. 通告体制 2.70 (0.80) .471 *** -.205 *** -.149 ** .643 *** .560 *** .394 *** -.195 *** -.130 ** .486 *** 8. 連携体制 3.08 (0.83) -.078 .433 *** .468 *** .481 *** .379 *** .431 *** 9. 親子ケア体制 3.50 (0.61) -.048 -.325 *** -.210 *** .393 *** -.284 *** .161 ** -.214 *** -.283 *** 10. 呼応性不安 .142 ** .113 * -.229 *** -.249 *** 2.55 (0.64) -.095 † 11. 専門性不安 2.70 (0.64) -.246 *** .068 .240 *** .213 *** -.160 ** -.149 ** -.246 *** -.184 *** -.262 *** .574 *** 3.02 (0.69) -.333 *** .141 ** .156 ** .090 † -.203 *** -.193 *** -.269 *** -.194 *** -.179 *** .189 *** .268 ***

.024

-.055

.014

.044

表3.分析に使用した変数の基本統計量と変数間の相関係数

† p<.10 *p<.05 **p<.01 ***p<.001

12. 予期不安

13. 知識

はなく、発見したが一度も通告しなかった(未通告)」、 「いずれもいなかった(在籍なし)」、「いずれも無回答 (無回答)」の人数も求めて表4(右2列)に提示し た。これによると、直接経験で通告した経験のある保 育士は51名(12.85%),間接経験では71名(17.88%) であり、未通告はそれぞれ100名(25.18%)と149名 (37.53%)であり、明らかに未通告の保育士の方が多 い。また直接経験と間接経験をあわせて一度でも通告し た経験のある保育士が100名(25.18%)であり、未通 告は164名(41.31%)だった。

.064

.050

-.064

4.88 (1.15)

次に直接経験・間接経験ごとに虐待の疑われる子供と して発見した人数と通告した人数の内訳を示したものが 表5である。直接経験では、保育士が総数262人の子供 を発見したがそのうち通告されたのが保育士51人によ る63人. 通告率は0.24だった。また間接経験では479 人の子供が疑われながら通告されたのが117人,通告率 は0.24だった。

3. 虐待対応の経験の違いによる尺度評定値の差異

表 4 から直接経験及び間接経験のいずれかにおい て1人でも通告した経験のある保育士を通告経験群 (n=100), 発見しながら通告しなかった保育士を未通 告群 (n=164), いずれにおいても在籍しなかったと回 答した群を在籍なし群(n=112)とした。そして尺度の

表4. 虐待対応の程度別の保育士の人数

	直接経験(%)	間接経験(%)	直接/間接経験(%)
通告	51 (12.85)	71 (17.88)	100 (25.19)
未通告	100 (25.19)	149 (37.53)	164 (41.31)
在籍なし	195 (49.12)	128 (32.24)	112 (28.21)
無回答	51 (12.85)	49 (12.34)	21 (5.29)

平均評定値に群間差があるか否かを確認するために、群 を独立変数とする1要因分散分析を実施した。結果を表 6に提示した。

.044

.043

-.019

-.002

.015

職場環境ストレッサー認知尺度では、3つの変数にお いて群間の差が有意だった。仕事ストレッサーの評定平 均値については、未通告群と通告経験群が在籍なし群よ りも有意に高く、上司ストレッサーの評定平均値では、 未通告群が他の2群よりも有意に高く評定していた。ま た親対応に関する環境ストレッサーでは、未通告群が在 籍なし群よりも有意に高いことだけが示された。未通告 群は他の2群に比べて職場環境ストレッサーを高く認知 している傾向にあると推測された。

次に, 虐待防止体制の認知に関しては, 園内報告体制 と親子のケア体制では群間の有意差は認められなかっ た。しかし、発見体制、通告体制、連携体制の認知で は、通告経験群が他の2群よりも有意に高く認知してい ることが示された。

また、不安に関しては、呼応性不安では在籍なし群が 他の2群よりも有意に高く、専門性不安では、未通告群 が他の2群よりも有意に低く、予期不安では未通告群が 他の2群よりも有意に高かった。通告経験群が実際の通 告とそれに伴う協働体験により不安が低くなると予想し たが、通告経験の程度による一貫した傾向は認められな

表 5. 直接・間接経験ごとの発見・通告人数と通告率

	直接網	圣験	間接経験		
人数	発見	通告	発見	通告	
1人	83	40	100	44	
2人	47	10	64	17	
3人	12	1	26	7	
4人	2	0	8	2	
5人	5	0	9	0	
6人以上	16	0	96	1	
計	262	63	479	117	
通告率		0.24		0.24	

変数	通告群	未通告群	在籍なし群	F
環境ストレッサー仕事	3.83 (0.87) ^a	3.91 (0.81) ^a	3.63 (0.84) ^b	3.69 *
環境ストレッサー上司	2.84 (0.88) ^b	3.13 (1.00) ^a	2.93 (0.87) ^b	3.34 *
環境ストレッサー親	3.24 (0.75) ^{ab}	$3.34 (0.72)^a$	3.09 (0.65) ^b	4.27 *
発見体制	3.32 (0.63) ^a	3.04 (0.69) ^b	3.10 (0.65) ^b	5.61 **
園内報告体制	3.65 (0.88)	3.45 (1.01)	3.54 (0.87)	1.56 ns
通告体制	3.01 (0.79) ^a	2.48 (0.77)°	$2.69 (0.77)^{b}$	14.23 ***
連携体制	3.35 (0.86) ^a	2.94 (0.80) ^b	2.99 (0.76) ^b	8.58 ***
親子ケア体制	3.56 (0.59)	3.43 (0.64)	3.52 (0.55)	1.64 ns
呼応性不安	3.49 (0.60) ^b	$3.32 (0.67)^{b}$	$3.59 (0.58)^a$	6.30 **
専門性不安	3.37 (0.64) ^a	3.20 (0.64) ^b	3.41 (0.58) ^a	4.53 *
予期不安	2.82 (0.69) ^b	3.15 (0.70) ^a	2.95 (0.60) ^b	8.39 ***
発見効力	2.81 (0.54) ^a	2.47 (0.57) ^b	2.43 (0.58) ^b	14.71 ***
園内報告効力	4.07 (0.56)	3.91 (0.64)	3.98 (0.62)	1.85 ns
通告効力	$3.02 (0.66)^a$	2.59 (0.72) ^b	2.71 (0.66) ^b	12.15 ***
連携効力	3.31 (0.68) ^a	2.78 (0.77)°	2.98 (0.77) ^b	15.15 ***
親子ケア効力	2.93 (0.52) ^a	2.59 (0.62) ^b	2.71 (0.59) ^b	10.98 ***
知識	5.17 (1.21) ^a	4.91 (1.01) ^b	4.59 (1.21)°	7.07 **

表6. 虐待対応の態様ごとに見た変数の平均値(SD)の差の分析結果

† *p*<.10 , **p*<.05, ***p*<.01, ****p*<.001

(SD) の横に記載したアルファベットが異なるものは下位検定の結果、有意な差が認められたことを示している。

かった。

さらに、虐待防止の自己効力感では、園内報告効力感では有意差が認められなかったが、残りの効力感ではすべて通告経験群が有意に高いことが示された。発見、通告、親子ケアのそれぞれの効力感では通告経験群が他の2群よりも有意に高く、連携協力に関する自己効力感では、通告経験群が一番高く、次に在籍なし群、そして未通告群が一番低い結果となった。最後に、知識に関しては通告経験群、未通告群、在籍なし群の順に得点が高いことが示された。

4. 保育士の自己効力感を規定する要因の検討

組織要因である職場環境ストレッサー認知変数と虐待防止体制の整備に関する認知変数とが共変関係にあり、それらの変数が保育士の個人要因である不安と知識変数を介して自己効力感を規定するというパスと、直接自己効力感を規定するというパスを想定したモデルを設定した。このモデルに対して共分散構造分析を実施した。その際、まず対象者全員のデータで分析を行い、順に通告経験群 (n=100)、未通告群 (n=164)、そして在籍なし群 (n=112) の分析を実施した。なお、いずれの分析においても、知識変数には何ら有意なパスが認められなかったため、その変数は削除した。また、有意ではないパスを削除し、適合度指標を手がかりに分析を行っていった。

(1)調査対象者全員(n=397)の分析結果

最終的には図1のモデルを採用した。適合度指標は、 x^2 (99) =339.17、GFI=.905、AGFI=.869、RMSEA=.078

であり、あてはまりはよいと判断した。分析の結果、保 育士の職場環境ストレッサー認知変数と虐待防止体制の 認知変数との間には負の共変関係が認められた(-.35, p<.001)。虐待防止体制が整備されているとの認知と職 場環境にストレッサー認知との間に抑制しあう関係があ ることを示している。次に、職場環境ストレッサー認知 変数と虐待防止体制の認知変数は、ともに個人要因であ る不安に影響していた。職場環境ストレッサー認知変数 は有意に不安を強め(.26, p<.01), 虐待防止体制の認 知変数が不安を抑制するという有意な負のパスを示して いた(-.32, p<.001)。また, 職場環境ストレッサー変 数から自己効力感へのパスは有意ではなかったが、虐待 防止体制の認知変数が直接、自己効力感を規定している ことが示された(.50, p<.001)。さらに, 個人要因の 不安は自己効力感に対して有意な負のパスを示していた $(-.21, p<.01)_{\circ}$

(2)通告経験群 (n=100) の分析結果

適合度指標は、 $x^2(63)$ =111.34、GFI=.861、AGFI=.799、RMSEA=.088であり、適合度にやや問題があるが最終的に図2を採択した。分析の結果、保育士の職場環境ストレッサー認知変数と虐待防止体制の認知変数との間には負の共変関係が認められた(-.53、p<.01)。虐待防止体制が整備されているとの認知と環境ストレッサーがあるとの認知の間に抑制関係があることが示された。また自己効力感に影響を与える要因は虐待防止体制の認知だけであった(.69、p<.001)。

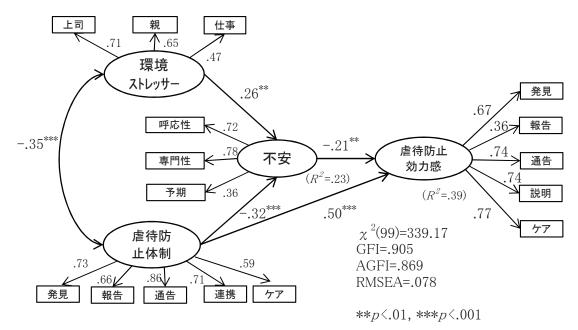


図1. 保育士 (n=397) の虐待防止の自己効力感に影響する変数のパスダイアグラム † p<.10, *p<.05, **p<.01, ***p<.001

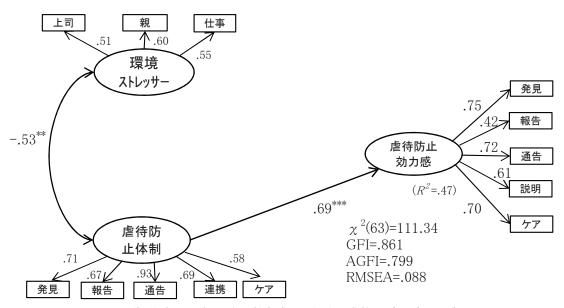


図2. 通告群 (n=100) の自己効力感に影響する変数のパスダイアグラム † p<.10, *p<.05, **p<.01, ***p<.001

(3)未通告群 (n=164) の分析結果

適合度指標は、 $x^2(99)$ =219.96、GFI=.864、AGFI=.813、RMSEA=.087であり、適合度にやや問題があるが最終的に図3を採択した。保育士の職場環境ストレッサー認知変数と虐待防止体制の認知変数との間には負の共変関係が認められ(-.33,p<.05)、また、職場環境ストレッサー認知変数と虐待防止体制の認知変数は、ともに個人要因である不安に影響していた。職場環境ストレッサー認知変数は有意に不安を強め(.38,p<.05)、虐待防止体制の認知変数は不安に対して有意傾向のある

負のパスを示していた(-.24, p<-.10)。また職場環境ストレッサー変数から自己効力感へのパスは有意ではなかったが、虐待防止体制の認知変数は自己効力感を直接規定していることが示された(.33, p<-.01)。さらに個人要因の不安は自己効力感に対して有意傾向のある負のパスを示していた(-.32, p<-.10)。

(4)在籍なし群 (n=112) の分析結果

適合度指標は、 x^2 (99) =193.96、GFI=.829、AGFI=.762、RMSEA=.094であり、適合度に問題があるが最終的に図4を採択した。分析の結果、保育士の職

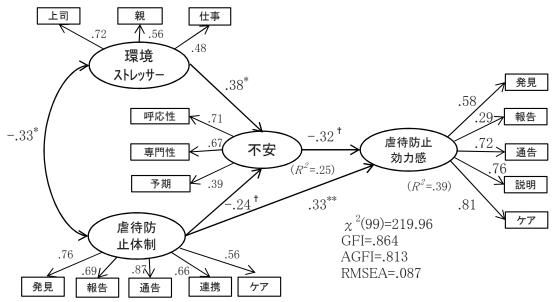


図3. 未通告群 (n=164) の自己効力感に影響する変数のパスダイアグラム † p<.10, *p<.05, **p<.01, ***p<.001

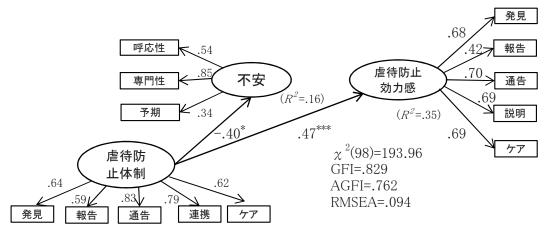


図4. 在籍なし群 (n=112) の自己効力感に影響する変数のパスダイアグラム † p<.10, *p<.05, **p<.01, ***p<.001

場環境ストレッサー認知変数と虐待防止体制の認知変数との間には負の共変関係が認められず、虐待防止体制の認知が個人要因である不安に影響していた(-.40, p<.05)。しかし、その不安は効力感には影響を与えている要因は虐待防止体制の認知のみであった(.47, p<.001)。

Ⅳ. 考 察

本研究の目的は、保育所に勤務する保育士の児童虐待 防止活動に関する技量を育成するために、虐待防止活動 に関する保育士の自己効力感という構成概念に着目し、 この自己効力感に影響する要因を明らかにすることだっ た。保育士を対象にした質的研究に基づき、組織要因が 個人要因を介して自己効力感を規定するというモデルを 設定し共分散構造分析を行った。調査対象者全員を分析 した結果から、保育士の職場環境ストレッサー認知の変 数は、保育士の虐待対応上の不安を強め、その不安を介 して自己効力感に影響していた。一方、虐待防止体制に 関する認知変数は、不安を抑制して間接的に自己効力感 を強める影響を与えると同時に、直接、自己効力感を強 めていることが示された。

次に、虐待防止活動の程度を示すひとつの指標として 通告経験の程度を態様別に検討したところ、虐待防止体 制の認知がすべての態様において自己効力感を強めるこ とが認められた。それに加えて、通告経験群では、環境 ストレッサーの認知要因と不安要因は効力感に対して まったく影響していなかったが、未通告群では環境スト レッサーと虐待防止体制の認知が不安を介して効力感に 影響を与えると同時に、虐待防止体制の認知が直接効力 感を強めていた。さらに在籍なし群では虐待防止体制の 認知が不安を抑制するものの不安は効力感に影響してい なかった。

虐待の疑われる子供を通告する経験によって、虐待防 止体制が整備されているとの認知や職場環境のストレス が低く自分が守られているという認知が強められ不安が 低下すると考えられる。また、表6の結果に示されたよ うに, 通告を契機とした実際の関係機関や関係者との協 働によって、虐待防止に対して抱く不安のなかで、呼応 性不安(通告した際に関係機関・関係者が親身になって すぐに応じてくれるか)と専門性不安(関係機関に通告 することで状態が改善できるか)が実際には高まり、一 方で予期不安(通告して親や苦情を言ってくるのではな いか)が低くなるなど、不安の効力感に対する影響が相 殺されたとも解釈できる。しかし、虐待の未通告という 事態を経験した場合、保育所が一丸となって虐待を防止 するという認知も低く, 職場環境もストレスをもたらす ものと認知されやすく、しかも実際の関係機関や関係者 との協働もないため不安が解消されず、その不安が効力 感を低めた可能性がある。一方、在籍なしと判断した群 は、本当に虐待の疑われる子供がいなかったのか、いわ ゆるその存在に気づけず(検出できず)発見できなかっ ただけであるという解釈も否定できないが、実際の協働 経験もないために不安への影響が残ったのかもしれな い。ただし、以上の考察は異なる対応経験別に調査した 結果であり、同一個人が保育士として虐待対応経験を積 み重ねることによって上述の不安の影響がなくなるとい う因果関係があることを保証するものではない。そのた め、保育士が実際に虐待防止経験を積む中で具体的にど のように虐待防止体制の認知を持ち, 不安感を低減さ せ、効力感を醸成させていくのかを質的な調査を通して 明らかにする必要があるだろう。

この調査結果より、現職保育士の虐待防止の技量育成のアプローチの方向性を次のように提案することができる。それは、まず保育所での虐待防止体制を整備することである。虐待防止体制の認知状況の結果から、発見体制と通告体制及び連携体制が備わっていないと回答する保育士が多かった。発見体制では、早期発見のためのマニュアルを備えることやそこに記載されている特徴や症状(サイン)の成り立ちを保育士が十分に理解すること、また通告体制の整備では、通告先一覧や通告に必要な情報、さらには疑いの段階でも市町村や児童相談所へ連絡をとるという体制を作り上げていくこと、さらには連携体制では要保護児童対策地域協議会への積極的な参加やネットワーク作りを今以上に進めることが重要とな

るだろう。このような虐待防止体制の整備の認知が直接、自己効力感を強めると同時に、職場環境ストレッサー認知を低下させ、そのことが保育士の個人要因である不安変数を低下させ、それが効力感を強めるというプロセスも図1に示されている。ただし、虐待防止活動において関係機関との協働を体験していない保育士(未通告群や在籍なし群)や保育士職を希望する学生に対しての研修をデザインする際には、関係機関との協働とは具体的にどのようなものか、そしてその協働の質や具体的な協働内容がいかに保育士の側の虐待防止活動にかかわる不安を解消するかという実際、すなわち不安を解消するのに有用なモデルや方向づけのベース(Engeström、2009/松下・三輪、2010)を生成していくような研修や教育を行う必要があるだろう。

このような虐待防止体制の整備を推進していくためには、管理者が高い意識をもって取り組むだけでなく、一人ひとりの保育士も体制整備に関与するという意識をもち行動することが求められる。その際、ひとつの手段として本研究で作成した虐待防止体制の認知尺度をチェックリストとして活用し、体制作りを定期的に評価していくという取り組みも考えられる。また保育所を支援する専門家(たとえば巡回相談に携わる専門職チームなど)も保育所の体制整備への指導助言が保育士個人の自己効力感を高める可能性があることを理解して支援活動に取り組むことが望まれる。

本研究では、保育士の虐待防止に関する知識を熟知しているほど効力感も高いと予想したが、知識変数には有意なパスがまったく認められなかった。今回、調査対象となった保育士は保育職の平均経験年数も12年8カ月(SD = 8.6)と経験を積んだ者が多く、しかも正答率の高い項目が多かったことから、知識を測定する尺度が保育士の常識レベルの知識を測定したに過ぎず個人差をもたらすには至らなかったという可能性がある。この点を確認するためには、保育士の知識と自己効力感との関連を概念的に整理し尺度項目を再構成して検証する必要があるだろう。

一方、環境ストレッサー認知尺度は直接、自己効力感に影響しなかった。保育士の日常業務は多忙であり、多くの保育士が職場環境に関するストレッサーを抱いていると予想される。そのため保育業務に関する環境ストレッサーを感じるだけでは、虐待防止活動という本務の一領域にあたる自己効力感を低めることにはならず、環境ストレッサー認知が高く、しかも虐待防止に関する不安が高い場合にのみ自己効力感を低下させたと解釈される。

以上、本研究では虐待防止に関する保育士の自己効力 感を規定する要因を検証した。ただし今回の結果は、あ くまでも質問紙調査によって得られたものであるため, ここで示された自己効力感の規定因を操作することが実際に自己効力感の変化をもたらす否かを今後実証してい く必要がある。また、現職の保育士のみならず、保育士 養成段階にある学生の自己効力感を強める研修プログラ ムも実証的に検討しなければならない。

引用文献

- Abrahams, N., Casey, K., & Daro, D. (1992) Teachers' knowledge, attitudes, and beliefs about child abuse and its prevention. *Child Abuse & Neglect*, **16**, 229-238.
- Engeström, Y. (2010). 変革を生む研修のデザインー仕事を教える人への活動理論 (松下佳代・三輪建二, 訳). 鳳書房. (Engeström, Y. (2009). Training for Change: New approach to instruction and learning in working life. International Labour Organization, Genova.).
- 笠原正洋・加藤和生. (2010). 保育所での児童虐待防止活動に 関する保育士の自己効力感尺度作成の試み. 子どもの虐待と ネグレクト, 12(1), 131-139.
- 笠原正洋・加藤和生. (2008). 保育園や幼稚園において潜在化する被虐待児の発見および通告を阻害する要因をコード化するスキーマの作成. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 40, 19-27.
- 笠原正洋・加藤和生. (2007a). 保育士が児童虐待通告時に抱 く不安の構造. 日本発達心理学会第18回大会発表論文集, p.457.
- 笠原正洋・加藤和生. (2007b). 保育園や幼稚園において潜在化する被虐待児の発見および通告のプロセス・モデルの改訂. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 39, 19-27.
- 笠原正洋・加藤和生. (2004). 親による園児虐待への対応に対する保育士の抱える不安と園の対策の実態. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 36, 33-42.
- 加藤和生. (2005). 保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかわる諸問題の解明と対策システムの構築. 平成16年度総括・分担研究報告書 (厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業),pp.7-18.
- 加藤和生. (2006). 保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかわる諸問題の解明と対策システムの構築(平成17年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業), 総括・分担研究報告書, pp.22-34.
- King, G., Reece, R., Bendel, r., & Patel, V. (1998). The effects of sociodemographic variables, training, and attitudes on the lifetime reporting practices of maltreated reporters. *Child Maltreatment*, 3, 276-283.
- 小林朋子・小池若葉. (2003). 教職員の子ども虐待に関する知

- 識と対応. カウンセリング研究, 36, 240-245.
- 岡田節子・斎藤友介・中嶋和夫. (2001). 保育士の職場環境ストレッサー認知尺度. 保育学研究, **39**(2), 73-79.
- 坂野雄二. (2002). 人間行動とセルフ・エフィカシー. セルフ・エフィカシーの臨床心理学(坂野雄二・前田基成. 編著), pp.2-11, 北大路書房.
- Webster, S. W., O'Toole, R. O., O'Toole, A. W., & Lucal, B. (2005) Overrporiting and underreporting of child abuse: Teachers' use of professional discretoin. *Child Abuse & Neglect*, **29**, 1281-1296.
- Wills, C. L., & Wells, R. H. (1988) The police and child abuse: An analysis of police decisions to report illegal behavior. *Criminology*, 26(4), 695-716.